#### 第1部・基調講演

# 市民による「議会の発見」と「政策議会」の展望

## 1 自治体改革の歴史をふりかえって

#### 日治体改革と四つの主体

本日の議会技術研究フォーラムの基本テーマは本日の議会改革の第二ステージとは何か」というものです。そこで、第一ステージとされる過去一〇年間の議会改革をふくめ、もう少し長い期間をとって、私なりに自治体改革の歴史をふりかえり、それに関連づけてこれからの議会改革を考えてみよりと思います。

今日の自治体運営では、市民参加や情報公開なり前のシクミになっていますが、日本の自治体がこうした参加と公開を重んじるようになったのは、一九六○年代の半ばから一九七○年とは当たり前のシクミになっていますが、日本のどは当たり前のシクミになっていますが、日本の

たしかに日本国憲法には地方自治の原則が書か

おりませんでした。

「は、現実の自治体運営は農村も都市れていましたが、現実の自治体運営は農村も都市を引き、現実の自治体運論としては見るべきものはほとんどがの自治体理論としては見るべきものはほとんどありませんでした。

六○年が元年だといってよいでしょう。

一九六○年に松下圭一さんや鳴海正泰さんたちが「地域民主主義」「自治体改革」を提唱します。だするカタチで大きな都市を中心に多数登場した応するカタチで大きな都市を中心に多数登場した革新市長がさまざまな改革をはじめますが、これず今日に接続していく自治体改革の出発点です。革新自治体は当時の先駆自治体だったわけです。革新自治体は当時の先駆自治体だったわけです。本の後一九八○年代になると革新自治体は減少しますが、六○・七○年代に開発された公開・参しますが、六○・七○年代に開発された公開・参しますが、六○・七○年代に開発された公開・参しますが、六○・七○年代に開発された公開・参しますが、六○・七○年代に開発された公開・参しますが、六○・七○年代に対しているとしていると思います。

自治的、運動的には自治体改革が提唱された一九地方自治法が施行された一九四七年が元年ですが、地方自治法が施行された一九四七年が元年ですが、地方自治法が施行された一九四七年が元年ですが、地方自治法が施行された一九四七年が元年ですが、地方自治的、運動的には自治体改革が提唱された一九階のようでは、東京の大学名誉教授

こうした大まかな流れを押さえたうえで、今日の議会改革を理解するために、少し迂遠になりますが、当時の自治体改革の構造的な特質を考えてすが、当時の自治体改革の構造的な特質を考えてすが、当時の自治体改革の構造的な特質を考えてすが、当時の自治体改革の構造的な特質を考えての議会改革を理解するために、少し迂遠になりまった。

自治体運営の主体とは、市民・首長・議員ないし議会・職員の四者です。松下圭一さんの表現によれば、市民は主権者としての「政治主体」というこして与えられた仕事をする「制度主体」ということです。この四者が歴史上、どのように自己変革とです。この四者が歴史上、どのように自己変革とです。この四者が歴史上、どのように自己変革とです。この四者が歴史上、どのように自己変革

#### 市民による自治体の発見

教育、 決をしなければ市民生活が成り立たない社会、 題が公共政策、なかんずく自治体政策によって解 化が急激にすすみました。これまでとは違って、 年代には高度経済成長にともなって工業化・都市 解決するのが基本でしたが、一九六○年代、 わゆる都市型社会に構造変化したのです。 -代までの農村型社会では、 初に動きをはじめたのは市民です。一九五〇 住宅、環境、公害、 福祉など、あらゆる問 人々の自助で問題を 七〇 l)

題解決が早いわけです。首長としても選挙で選ば す。首長は中央集権と結びついて強い権力をもつ らためて首長の政策責任を問うことになったので 運動で、矛先は自治体の首長に向けられました。 て全国にひろがっていきます。 とから市民の怒りが市民運動というカタチをとっ 体もほとんど対応できませんでした。そうしたこ れている以上、 議会を相手にするよりも、 市民個人の自発性による自主型・ か革新運動にみられた組織型・ した。当時はそうした政策課題について国も自治 身近なところで選挙で選んできたことから、あ ますから、 自治体の政策責任がはじめて問われま 多会派に分かれてまとまりのない そうした市民の声を無視できませ 首長と交渉した方が問 従来の労働運動と 動員型ではなく、 参加型の市民の

> じめ が、 たのです。 市 民と首長 一の交流が成立して自治体が動きは

型ですが、しっかりした自治理念をもって問題解 0 その理論的なバックボーンとなったのが松下さん、 加盟していました。 長会には最盛期で、 決に向き合っていきました。ちなみに全国革新市 て大きく、これらの革新市長たちの中核を担うも 鳴海さんでした。彼らの理論的な影響力はきわめ この流れを先導したのは革新市長です。そして たとえば横浜市長、 大都市中心に一四〇市くらい 武蔵野市長などはその典

神原・大矢野が編集した『資料・革新自治体』 策がたくさんあります。これらは、 ります。将来を見すえて問題を解決していくため ていることが一目瞭然です。 収録しています。目次を見るだけで、一九六○ 編一九九〇年・続編一九九八年、 参加を有効にすすめるために情報公開制度をつく 七○年代の自治体改革が現在の地方自治の礎となっ したり、また、そのなかの個別政策には斬新な政 市民の声を聞くために市民参加の制度をつくり 総合計画としてシビル・ミニマム計画を策定 日本評論社) に 松下・鳴海・ 正

らには職員改革につながっていったのです。 改革の流れは、 うになりました。こうして市民から発した自治体 らには都道府県単位の自治体学会もつくられるよ 中心とする全国規模の自治体学会が設立され じまっていましたが、八○年代半ばには、 志職員の自治体横断的な政策研究、 すでに七○年代に東京の多摩地域などでは、 首長改革を呼び起こし、 行政研究がは これ 職員を z 有

なりました。

#### 二元代表制が意味したもの

んが、 ٨ 見方では、議会・議員はこの流れのなかにはいませ 遂げてきたか概観しました。おわかりのように私の 職員の三者が戦後の自治の歴史のなかでどう変化を そして時が流れて、 治体政府を動かす四主体のうち、 その議会も一○年前から最終ランナーとして やや遅過ぎの感は否めませ 市民、 府としてよい仕事をすることはできないというこ

務の手法、 が自治体改革の大きな課題として問われることに 政策はできません。そこで職員の政策能力の開発 の行政技術、 せん。首長が市民にいい顔をしても、 あるいは行政技術が革新されなければ実現できま として実行するには、 とがわかってきたわけです。 首長が市民の要求を受け入れても、 政策情報の作成・公開などの行政 政策技術が古臭くて貧しくてはよ 総合計画の策定や財務・ 自治体職 それを政 法 法

こうして、

当時の言葉でいえば

「対話」です

ても行政の古い体質が変わらなければ、

市民の政

るようになりました。すなわち、首長一人が変わっ れました。けれどもまもなくその限界が指摘され めるわけで、

「市民による自治体の発見」といわ

自

治体ははじめて活性化し、

自主的な仕事をはじ

こうして、

市民の変化は首長の変化に連動し、

日本の目台本が目台本の シーぱつ こうは、 万動きはじめ、これが今日の議会改革になります。

日本の自治体が自治体らしくなったのは、市民理動が全国津々浦々で起こって、自治体の責任を地域社会の問題を政策で解決する政府であることを市民が発見したわけです。ここから自治体の自立と自律がはじまっていくのですが、この市民による自治体の発見は、「市民による首長の発見」でもありました。そして制度主体でいえば、首長でもありました。そして制度主体でいえば、首長でもありました。そして制度主体でいえば、首長であったわけです。

制民主主義に反する」と批判していました。のか。当時の自治体は、首長は革新でも議会の勢力のか。当時の自治体は、首長は革新でも議会の勢力は保守が圧倒的多数を占めていました。多数野党では保守が圧倒的多数を占めていました。多数野党では不可能をはじめると、「議会をさしおいて市民とまな動きをはじめると、「議会をさしおいて市民とまな動きをはじめると、「議会をさしていました。

写完の革新派も政治的に両者は対等な関係と、のの、保守からそういわれると、頼るべき理論ものの、保守からそういわれると、頼るべき理論ものの、保守からそういわれると、頼るべき理論をなくまともに反論できませんでした。そこで、首長と市民の交流を正当化する理屈を考えたのです。それを象徴する言葉が「二元代表制」です。またのです。それを象徴する言葉が「二元代表制」です。またのである。 すなわち、国の政府制度は議院内閣制だから議会を最高機関とする議会制民主主義だけれども、会を最高機関とする議会制民主主義だけれども、会を最高機関とする議会ははともに市民の直接自治体は違う。首長と議会ははともに市民の直接と、対している。

は当然であり、何らおかしなことではない。が対市民責任を果たすために市民と交流することにある。したがって議会がそうするように、首長

そのような意味を込めて、国レベルの議会制民主主義と区別するために「二元代表制」という言葉なら無味乾燥ですが、の「二元代表制」という言葉なら無味乾燥ですが、の「二元代表制」という言葉なら無味乾燥ですが、のの用語だったことを覚えておいていただきたいめの用語だったことを覚えておいていただきたいめの用語だったことを覚えておいていただきたいめの用語だったことを覚えておいていただきたいのは、国レベルの議会制民

葉は記録にも残されています。

成在、議会改革のなかで使われる「二元代表制」現在、議会改革のなかで使われる「二元代表制度のあり方、すなわち二元代表制のあり方を考えることにおいて、議会改革がはじまることによって、ようしたが、議会改革がはじまることによって、ようしたが、議会改革がはじまることによって、よういできるようになったことは歓迎すべきです。

## 首長主導型自治体運営から議会改革へ

2

### 議会の側から問う二元代表制

ですが、それは首長と議会の緊張という政治状革新市長の時代に自治体ははじめて活性化する

0)

さんすることができたと、のべています。この言閣の官房長官をされた五十嵐広三旭川市長は、一関して社会党の党員でしたが、幸運にも議会が少費して社会党の党員でしたが、幸運にも議会が少別に支えられていました。たとえば、後に村山内

五十嵐さんは当時から二元代表の意味をしっか五十嵐さんは当時から二元代表の意味では擬似的で多数の議会という、いわば、首長と機関としての多数の議会という、いわば、首長と機関としての議会の対抗関係ではないという意味では擬似的ですが、首長と議会の間に機関対立主義(現在普及している言葉では「機関競争」)がまがりなりにも作動することによって、自治体の政治行政が活性化したわけです。

政党の協力関係の変化や保革の自治体政策上の争点 政党の協力関係の変化や保革の自治体政策上の争点 も少なくなるなどの事情があって革新自治体が減少 します。代わって、保革相乗り選挙による与党多数 議会が一般化して、首長と議会のかつての緊張感が 失われました。首長の与党が議会の多数派となれば、 首長は職員をふくめてぬるま湯に浸り、その結果、 地方自治は無風化・行政化し、すっかり活力を失っ てしまったのです。それを表現して「地方自治の行 でしまったのです。それを表現して「地方自治の行 などという言葉がよく使われました。

る状況に強く疑問を抱きました。そして一九八○私は、与党が多数となって自治体政治が停滞す

年代半ばに、今度は議会の側から二元代表制の意味を再吟味して、問題提起をしてみようと思ったのです。その核心は、議院内閣制(国会内閣制とのですが、二元代表制はそうではないということでですが、二元代表制はそうではないということでですが、二元代表制はそうではないということでですが、二元代表制の意場で考えることの誤りを指摘したかったのです。

獲得した政党が事実上首相を指名し内閣と一体化して自党の政策を実行します。自治体は首長と議員はそれぞれ別の選挙で選ばれますから、議員全部が首長の与党、あるいは全部が野党になる場合の両極とその中間にさまざまな勢力の分布がありのえない少数与党、全部野党なども起こりますから、与野党で考えるとおかしなことになります。ら、与野党で考えるとおかしなことになります。

担うのではなく、 能はないので、そもそも与党はありえないのです 長は市民が選ぶのだから議会には首長をつくる機 対案を用意して次の選挙で政権獲得をうかがうこ てそのために、 して決めた政策意思をもつということです。 ならない。機関として担うということは、 首長にたいする批判と提案という意味での野 こな機能はあるわけです。 かもその野党機能は、 これを自治体に当てはめて考えると、首 国会の野党の仕事は、 市民意思を多様に代表する議員が 議会が機関として担わなければ 議会内の特定の勢力が 政権を批判しつつ 議会と そし

これが議会の仕事の基本です。判や提案の政策合意を形成するということです。そのうえで合議制機関らしく議論をとおして、批構成する議会として論点・争点を整理・公開し、

る」、そうした議会改革の進展に期待しています。おありましたが、これからは議会に視点をおいてもう一度再構築する必要があると考えています。自治体運営の四主体のうち、議会が最終のランナーとして改革の舞台に登場することによって、ナーとして改革の舞台に登場することによって、かつます。いわば「議会が変われば自治体改革すでに述べましたように、かつての自治体改革すでに述べましたように、かつての自治体改革

#### 改革にともなう議会間格差

として、 存在意義があらためて問われるようになりました。 務となり、 した。自治体のおこなう事務はすべて自治体の事 ら「対等協力」に変わり、 国と自治体の関係は、タテマエは「上下主従」か は国のただの参考意見にしかすぎなくなりました。 機関委任事務が廃止され、 二○○○年代になって分権改革がおこなわ 一方、二〇〇一年に北海道ニセコ町が自治体運 議会権限が大幅に増大し、 議会の関与も及ぶようになった。結果 自治体は政府となりま 法律に規定のない通 議員と議会の れ

価したいと思います。

する、 ラムで、 ありませんが、この一〇年間 定がそのまま議会改革の進展を意味するわけでは 基本条例が制定されています。 会が制定し、 これが後の議会基本条例の枠組みになります。 として条例内容を構成すべきだと提案しました。 るため議員間の政策討議を推進する、 長と行政をしっかり監視して、 議会を運営する、②議会と首長の関係の改革 ①議会と市民の関係の改革―市民意思を反映して 最初の議会基本条例は、 そこで、二〇〇二年 ③ 議 員 間 議会基本条例の基本的な枠組みとして、 それ以降現在まで約八○○近い議 の関係の改革 の自治体学会の地域フ 二〇〇六年に栗山 のひろがりは高く評 議会基本条例の制 積極的に政策提案 ①②の実効をあげ 町 オ 会 議

たことを読み取っていたからです。の予測が的中したのは、議会改革の機が熟していの予測が的中したのは、議会改革の機が熟してい会基本条例時代が到来する」と予測しました。そ

治体は政府となりすべて自治体の事務になり、議権改革により議会の役割が増大したことです。自細かくいえば、第一は、先ほど述べたように分

コ

町

でまちづくり基本条例

を制定しました。

の規範として全国で初めて自治基本条例

。その

になった、ということです。 第二は、議会にたいする市民の厳しい批判があり、 第二は、議会にたいする市民の厳しい批判があり、 本条例が登場して議会改革の教科書になったこと、 本条例が登場して議会改革の教科書になったこと、 本条例が登場して議会改革の教科書になったこと、 、議会改革を理論的に後押しする二 で代表制論が存在していたこと。第三は、議会基 議会の危機意識が高まったこと。第三は、議会基 でい表制論が存在していたこと。第三は、議会基 ので、表別が登場して議会改革が進んでいくこと でなった、ということです。

かつて、松下さんは、自治体を改革してレベル 高く政策・制度を展開する自治体を「先駆自治体」と表 改革が遅れている自治体を「居眠り自治体」と表 
現しましたが、私もそれにちなんで、改革に意欲 
のに取り組んで実績をあげる「先駆議会」、基本 
わない「居眠り議会」、なかなか改革に目覚めな 
わない「居眠り議会」、なかなか改革に目覚めな 
わない「居眠り議会」、こ三区分しています。

差はウサギとカメの競争ではありませんが、先頭という印象をもっています。けれども、こうした私がこのように述べたのは二年以上前ですが、い私おそ一対二対七の割合で分布している印象です。総会のレベルは大体この三つに分かれており、

政

治学者の篠原

一さんは

「神々は細部に宿り給

0

う」という言葉をよく引いていました。

解釈にはさまざまな説がありますが、

先生は、この言葉

一○年間にわたる議会改革は、戦後日本の自治体改せまだ努力次第で十分解消可能な差です。はまだ努力次第で十分解消可能な差です。いまでも居眠りすれば追い越され、後塵を拝していて

#### 先駆議会と改革 一〇年の成果

革の歴史を画する営為だと高く評価しています。

時間の推移とともに普及していきます。
せ議会改革を高く評価できるのかとよくいわれますが、これは歴史の見方です。どんな場合でもはすが、これは歴史の見方です。どんな場合でもはすが、これは歴史の見方です。どんな場合でもはすが、これは歴史の見方です。どんな場合でもはすが、これは歴史の見方であることはありません。

ま証政治学的には一自治体はじまっています。 支証政治学的には一自治体はではまっています。 とても実際に先駆議会が存在し、またその改革に がもしれませんが、政治社会学的には、数は少な がもしれませんが、政治社会学的には、数は少な がもしれませんが、政治社会学的には、数は少な があれば、それが現在の空間構成では七割 になると予測することができます。私の楽観的な になると予測することができます。私の楽観的な になると予測することができます。 が現在の空間構成では七割 になると予測することができます。 があれば、それが現在の空間構成では七割 になると予測することができます。 があれば、それが現在の空間構成では七割 になると予測することができます。 があれば、それが現在の空間構成では七割 になると予測することができます。 があれば、それが現在の空間構成では七割 になると予測することができます。 の楽観的な

議会の存在はとてつもなく大きな数です。を見つめています。その点でいえば、一割の先駆を見つめています。その点でいえば、一割の先駆さな出来事として起こり、それが時間とともにひさな出来事として起こり、それが時間とともにひさな出来事として起こり、それが時間とともにひ

のことを二つの観点から説明しています。える化」がすすんだということですが、私は、こ革されたのでしょうか。一口でいえば「議会の見では、この一○年間で具体的にどんなことが改

第一は、二元代表制の認識の深まりと日常用語 第一は、二元代表制という文言はありません。そのかわり二元代表制という文言はありません。そのかわり二元代表制という文言はありません。そのかわに述べています。町長と議会はお互いに対等な町民の代表機関として、それぞれの特性をいかして民の代表機関として、それぞれの特性をいかして民の代表機関として、自治体としての最良の深まりと日常用語第一は、二元代表制の認識の深まりと日常用語

当時は二元代表制という言葉は議会人の間でもあまり普及していませんでした。だから栗山町議会は、あえて二元代表制という言葉を使わなかったのです。けれども、一〇年たった現在は、議会にすっかり日常用語化しました。ほとんどの議会にすっかり日常用語化しました。ほとんどの議会

イドショーは連日のように取り上げました。ここ知事の議員候補者擁立をめぐる言動をテレビのワニ○一七年七月の東京都議会議員選挙で小池都

会間 とは思われなかったのですが、 与 知事が議会の与党勢力を増やそうとしても、 られるようになっています。 で評論家たちが 野党の論理で、そうした言動はさしておかしい している」などといっています。 [の緊張を削ぐ安易な言動として批判の目でみ 「小池知事の行動は二元代表制 いまでは知事と議 ひと昔前 例の なら

りあえずは議会のHPでアクセスできます。 現地を訪ねて学習するのが一 体的事例が多数積み重ねられたことです。 ることができます。北海道は改革先進地ですから、 全国で展開されている改革の具体例を総合的にみ 内にかぎっても、芽室町や福島町の議会にいけば 第二は、 各地の議会の努力によって、 番いいのですが、 改革の具 北海道 ع

にすぎないのです。

議会は、 れないということです。なにも改革しないばかり さんあるのに、それらにまったくアプローチしな 参考になる、 意義が問われる厳しい時代になりました。 か情報すら集めようとしない、 できる。 改革の意思さえあれば改革の情報は容易に収集 知ろうともしない議会人は怠慢のそしりを免 このことは何を意味するのでしょうか。 いままでにも増して、 あるいは手本になる改革事例がたく 責任はおろか存在 知の孤島と化した

です。 常に先端情報を収集、 を調査しません、 ほ 議会事務局のみなさんはこの点をとくに心して 議長や議員からの要請を待つのではなく、 議長から指 集めませんというのは職務怠慢 示がないので改革の先端事例 整理して、 いつでも説明で

> きるよう心がけていただきたいと思います。 います。 これが議会事務局職員の務めだ、 けれども、これは議会事務局職員にだけ と私は考えて

求められる問題ではありません。首長部局の職員 から議会の職員についても同じことをいっている 職員としてまともな政策の仕事はできません。 係する分野の先端的な政策情報を知らなくては、 にしても、首長の指示があろうがなかろうが、

員が公平にアプローチできるようになれば、 0 とができるようになります。 点と自分の議会の現在の水準との差を議論するこ から改革の意識が芽生え、 構想が生まれてきます。 議会事務局に先端情報が収集され、 今日の議会改革の到達 さらにそこから改革 それに各議 そこ

りますが、

員改革においても市民基盤をもつことは基本にな

市民意思を多様に代表する議会の改革

議会不信に根ざすことを考えればなおさらです。 とはありません。とくに今日の議会改革が市民 においては、どんなに強調しても強調し過ぎるこ

議会改革一○年の最大の成果ではないでしょうか でも改革が開始できる状態になったこと、 議会であってもそれを参考に、 先進的な改革の事例が積み上がった現在、 手本にどこから これが どこ

0

#### 3 議 「政策議会 会の発見 0 展望と市 民 人による

## 議会改革による自治体再構築へ

るいくつかのことを申し上げます。 今 後 の議会改革を展望し、 私がい ま気づいてい

だ 関 ちのあり方を再考する。こうして、 改革における市民基盤の強化です。首長改革、 待する議会改革による自治体再構築の流れです。 体再構築の動きがつくられていく。これが私の期 き金に市民、首長、議会、 けて、先行ランナーの市民、 た議会が走りだした。そうするとこれに影響を受 その場合において、とくに強調したいのは議 この一〇年間で、自治体改革の最終ランナーだっ 職員の四者による自治 首長、 議会改革を引 職員も自 職

が議会の役割を発見し、 る議会の発見」がキーになるのではないかとも考 したが、これからの自治体再構築は、 てほしいと思っています。 自治体を市民政府に変えていく流れをつくりだし による首長の発見」が大きな力になったと述べま 市民による自治体の発見」で、その実は その意味で、第二ステージの議会改革は、 市民に評価された議会が かつての自治体改革は 「市民によ 市 市民 民

市問題が大都市で精鋭化したこと、 市民運動に立ち上がったこと、 げておきたいことは、 えています。そうした議会改革を期待しています。 治体が中心になってすすみました。それは、 |年の自治体改革との対比で、 かつてのそれは大きな都 改革する市 ついでに申 知的市 びが登 しあ

治体改革がはじまったのだと思います。条件が大都市にはそろっていたから大都市から自構のなかにすぐれた職員が存在したこと、などの場し活躍する基盤があったこと、大規模な職員機

度は、非常に大きなものがあります。ところが、今日の自治体改革は小規模自治体かところが、今日の自治体改革は小規模自治体をしています。平成の市町村合併は小規模自治体をしています。平成の市町村合併は小規模自治体をしています。平成の市町村合併は小規模自治体をしています。平成の市町村合併は小規模自治体をと、日本の地方自治における小さな自治体の貢献ところが、今日の自治体改革は小規模自治体かところが、今日の自治体改革は小規模自治体が

自治基本条例は三○○、議会基本条例は八○○ 自治基本条例は三○○、議会基本条例は八○○ にひろがっています。もしこれらの小規模自治体 
こ努力をしたか問われたとき、答えに窮したので 
はないかと思います。

題を三点ほど述べます。 最後に、私が考えている議会改革の大まかな課

#### 次なる改革への三つの課題

なって議会としての政策合意を形成し、そのこと議会の交流を深めるとともに、議員間討議を行を自治体政策に反映することをめぐって、市民とうようになりました。政策議会とは、市民の意思私は、数年前から「政策議会」という言葉を使

に政策提案する議会のことです。をもって首長の政策をチェックし、自らも積極的

スとなる政策情報の作成、 度予算として機能できるような、 行政の政策活動と深く関係していますので、 う意味合いです。これを議会に当てはめれば、 の策定・運用の手法、計画と年度予算の連動、ベー のでなければなりませんが、そのためには、 自治体政策の基本枠組をなすもので、 だけの改革ではやれません。 の政策活動の質を高めるということになります。 治体がレベルの高い政策を実行するために、 不可欠な情報、 高い政策を実行するために、 いった言葉があります。これは自治体がレベルの システムの整備・革新が不可欠です。 ところが、議会の政策活動は首長や職員が行う すでに 「政策情報」「政策法務」「 法務、 財務などの精度を磨くとい 政策評価の手法などの たとえば総合計画は その道具立てとして 実効性のあるも 政策財務」 いわば多年 計 議会 議 自 بإ 会

ても、 いても、 はなく、 いえば、 らないということです。 が構築されていなければ、 われば自 つまり、 政策と向き合うことはできません。 もっていく場がないわけです。 行政も変えていく議会改革でなければな 議会が市民参加をすすめて市民の声を聞 治体が変わるということは、 行政もふくめた自治体政策のシステム 議会がどれだけ努力し 自分だけで 議会が変 端的に

ことをたくさんやってきました。いわば内部改革これまでの議会改革では、議会かぎりでできる

くめて再検討する必要があります。
に照準を合わせて、これまで積み重ねた改革をふ動をおこなうにはどうすればよいのかということ
です。けれども、これからは実効性の高い政策活

など。 会技術研究サマーセミナー」参照)。 の処理追跡、 政策活動の類型化、 議会技術の研究成果を公表しています して「議会技術研究会」 験職員と研究者を軸に、 北海道ではこれに貢献するために議会事 北海道自治研究、二〇一七年一〇月号 文書質問のあり方、 議員間討議の手法、 が結成され、 約一○○名の議員が 政策情報の作成 さまざまな (たとえば 一般質問 務 ?参加 局 「議

革のための論点を指摘してきました。

革のための論点を指摘してきました。

正直いって、大都市自治体、広域自治体では

た。正直いって、大都市自治体、広域自治体では

あまり進展しませんでした。この問題については

あまり進展しませんでした。この問題については

本されたことなので、私なりに改

本されたことなので、私なりに改

は、一次に対

は、本が、は、大都市自治体と広域自治体の議

の独自 だ実行している議会はありません。 都市あれば区別に市民を参加させて、 属する。 地域別常任委員会を設置して、 委員会のほかに、一定の地域を単位とした複数 独自 (テワリ たとえばタテワリ行政に即して設置される常任 の政 の政策空間における政策議論をおこなって 広域自治体であればここに市町村を、 行政をチェックし、 (策提案をおこなうというものです。 必要なら議会として 議員はここにも所 議会として 大 0

われ、 党派としての利害得失に敏感で、 中心に議会運営がおこなわれています。 ない 公開されませんし、ましてや何が論点・争点になっ ための交渉もほとんど水面下 にできるからです。ところが大規模議会の会派は 会派が存在しないか、 には会派拘束がかけられる旧来型の議会運営です。 は議会で強固な会派を結成し、 派の問題です。大都市は国政選挙の大きな票田で 1較的規模の小さな議会で改革がすすむのは、 大きな原因のひとつになっているのが政党会 それゆえに政党に組織化された自治体議員 から大都市、 致点が見いだせなければ交渉の事実さえ したがって議会としての合意形成が容易 都道府県で議会改革がすすま あるいは存在しても拘束力 (非公開) この会派の交渉を 一致点を見出す でおこな 所属議員

これでは議会改革もすすむはずがありません。 たえる仕事ができるようになると思います。 これでは議会改革もすすむはずがありませんが、自治体は独自の政策をおこなう地域の政府ですから、議会の会派は、それにふさわしい、自立性ある「政策政党」にならなければなりません。そうなれば会派をこえて議会としてなすべき共通課題が多様に発見され、市民の期待にこべき共通課題が多様に発見され、市民の期待にこれでは議会改革もすすむはずがありません。

ているかほとんどわかりません。

像から分権型政党像への転換といった問題に直結時代における政党のあり方、あるいは集権型政党大都市議会、広域自治体の議会の改革は、分権

を理

「解する市民が多くなれば、

そうした市民がオ

0

あり方、

仕組み、

意義、

役割、

改革の実情など

こうして議会運営、

議会改革に参加して、

ていこうと話し合っています。 害を克服することを視野に、可能な範囲で研究し究会でも、行政のタテ割りと議会の会派割りの弊するだけに難しいのですが、私たちの議会技術研

## 自治体議会は民主主義の学校

け、 す。 努力はなかなか市民に理解されず、 れるまでにはなっていない、という問題がありま はすすんでいるように見えても、 の議員と事務局職員は頑張ってきましたが、 改革の市民基盤の強化です。この一〇年間、 市民に伝えるのは限界があるのではないか。 そして最後は、 そこで私もいろいろ考えるのですが、議員だ あるいは議会だけで改革成果や議会の意義を 先ほども少し触れましたが議会 市民から評価さ 改革は客観的 その 議会

は自治体の政治行政に習熟できません。

そこで、議会運営や議会改革の推進です。とてもらって、市民の目で隅々まで議会を見てもらう。意見があれば率直に述べてもらう。議会モニター制度はそういうものですが、北海道では設置がすすんでいます。そしてそこで議会について開発などに参加してもらって、議会改革について情報などに参加してもらって、議会改革について情報などに参加してもらって、議会改革の現場に市民参加を提供し、またいろいろ意見を述べてもらう。議会を提供し、またいろいろ意見を述べてもらう。

意味がこれです。 して議会が吸収した市民の意思を政策に反映させ をしてくれます。先に述べたように、 ピニオンリーダーとなってほかの市 きません。 断に市民と交流しなければなすべき仕事が発見で が民主政治の学校といえるでしょう。 強化することが大事ではないかと思ってい るシクミの構築とあわせて、このような議会改革 、現場に市民参加をすすめて、 ご承知の 市民も議会からの的確な情報なくして 「地方自治は民主政治の学校」という 突き詰めれば、 議会の市民基盤を 自治体議会こそ 民にひろく話 議会は、 行政と協 、ます。 不

を終えます。ご静聴ありがとうございました。化が不可欠であることを最後に申し上げて私の話といえるのです。議会改革において市民基盤の強ができるからこそ「自治体議会は民主主義の学校」がのような市民と議会の相互学習によって両者

<かんばら まさる>

研 0) で開催した議会技術研究フォーラム二〇一七 m i X 究会、 講演をまとめたものです。 本稿は二〇 議会事務局 当研究所 一七年一〇月二一 の主催により、 メーリングリスト 文責 日 議会技 札 幌市 g **燻集部** 内